

非常災害時における生徒の登校について

特別警報・暴風警報発令時は校長が休業を決定するものとする。

ただし、保護者が登校時に危険が伴うと判断された場合はこの限りではない。

上記以外で

生徒が登校する以前に特別警報・暴風警報が発令されている場合

1. 午前6時までに解除された場合 …… 平常通り授業
2. 午前6時より午前11時までに解除された場合
…… 解除後2時間30分を経ってから授業開始
3. 午前11時以降に解除された場合 …… 当日の授業は中止

積雪時における場合

1. 大雪警報が発令されている場合でも、原則として通常授業を行う。ただし、登校が危険な場合は各自の判断による。
2. 上記1. による遅刻、欠席の取り扱いは、事後本人及び保護者の届け出によって学校において判断する。
3. 積雪のため公共の交通機関の遅れで遅刻した場合は、当該駅にて延着証明書を発行してもらい学級担任に提出する。